1. 在宅高齢者等訪問給食サービス事業(配食サービス) 町委託事業

事業の目的:「元気確認運動」の一環として、訪問して安否確認を目的とする事業 (弁当だけを運ぶのではない。)

実 施 日:毎週月曜から金曜の昼食

利用対象者: 75歳以上の一人暮らしの高齢者及び老夫婦世帯

近隣(同一地区内) に親族(配偶者、一親等以内の血族) がいないか又は居ても孤立した状態にあると思われる、下記のケースを対象とする。

- (1) おおむね75歳以上の一人暮らしの高齢者で、食事の調理が困難な者
- (2) 75歳以上の高齢者と病弱者だけで構成されている世帯 (病弱者とは、年齢を問わず次のいずれかに該当するものである。)
 - 1. 重度または中度の身体障害者を有する世帯
 - 2. 精神障害を有する世帯
 - 3. 寝たきり状態の者を有する世帯
- (3) 75歳以上の高齢者一人と18歳未満の者だけで構成されている世帯
- (4) その他、本会会長及び担当地区民生委員が特に必要と認めた者又は世帯

利用料:1食 400円 (月末に集金)

2. 家族介護用品 (紙オムツ等) 助成事業 (町委託事業)

事業の目的:<u>在宅で要介護の高齢者等を介護する家族に介護用品を支給</u>することにより、 家族の負担軽減と在宅生活の継続と向上を図ることを目的とする。

用品と限度:紙オムツと尿取りパットとしてクーポン券 1人当たり月3,000円分 クーポン券で支給

支給対象者:介護保険認定で介護1以上 町民税非課税世帯

寝たきりや認知症等により常時失禁状態にある在宅高齢者を介護の家族 ※常時失禁状態の判断は、担当ケアマネージャー任せる。

※サービス付き高齢者住宅やグループホーム等は対象としない。

支給回数 : 4月から9月までを第1期 10月から3月までを第2期とする。 利用できるお店

3. 在宅高齢者等移送サービス(外出支援サービス)社協単独事業

事業の目的: 外出支援サービスとして移送を提供することによって、利用者の自立

した生活の継続を可能とするとともにその家族の身体的・精神的な負担

軽減を図る。

利用対象者: 町内に居住するおおむね65歳以上の病弱者、心身の障害及び傷病等

の理由により車椅子を利用している者であって一般の交通手段を利用す

ることが困難な者とする。

サービスの内容: (1)病気治療(通院治療、病院の入退院)

(2) 福祉施設への通所、入退所

(3) 福祉団体等が主催する事業、会議等に参加するとき

(4) 公共機関、官公庁での諸手続

(5) その他、美浜町社会福祉協議会会長が認めたとき

実施日: 月曜日から金曜日までの午前8時30分から午後5時30分までとする。

休 日 : 土曜日並びに日曜日、休日、国民の祝日に関する法律に規定する休日

実施範囲: 原則として町内及び日高管内のみに限る。

利用料: 送迎等にかかる費用は無料ではあるが、別途必要な場合は、利用者負担

その他: 外出支援サービスを利用する場合は、その都度社協へ申請が必要

4. 在宅介護用品貸与事業(社協単独事業)

事業の目的 : 在宅の重度障害児(者)及び要援護高齢者等に、介護用品等を貸出する

ことにより社会参加の促進と家族の介護負担軽減を図る。

対象者: 美浜町に居住する重度障害児者

貸与の手続 : 貸出を受けようとする者は利用申請書に記載の上、社協事務局まで申請

利用料 : 無料 貸与期間:原則6ヶ月間とする。更新は出来る。

貸与機材: ギャッジベッド、エアマット、車椅子、歩行器、ポータブルトイレ等

その他: 介護保険対象者であっても次の場合等社協会長が認めた場合は貸与する。

①介護保険で介護用品等に貸与を受けることで他のサービスの利用が削

られることが生じた場合

②非常に短期間の場合で、手数料等の経済的負担が大きすぎる場合

③認定手続が終わり、業者との契約が出来るまでのつなぎの期間で

5.「ささえ愛」介護サービス事業

事業の目的: 介護保険制度や自立支援制度では対応できない方やサービス内容が、突

発的や一時的に必要なサービスを提供することで、自立した日常生活を

サポートすることを目的とする。

利用者: ① 美浜町内に在住する方

② 介護保険制度や自立支援制度で対応できない方

サービス内容: 外出時の見守り、病院の付き添い、通院の同行、ご自宅での身の回りの

お世話など、生活全般をサポートします。

■利用料 時間あたりの利用料

平日	8:30~17:30
15分単位	500円

※例 1時間:2,000円

その他 秘密の保持、個人情報の目的外使用の禁止、事故発生時の対応、緊急時における対応、その他非常災害対策等については介護保険サービス同様に適切な措置を講じる。

6. 総合的な相談支援体制づくり

心配ごと相談・法律相談(無料)その他各種相談の受付窓口

① 心配ごと相談所の開設

開設:毎月第2水曜日 受付:午後1時~3時まで

場所:美浜町地域福祉センター相談室及び研修室

相談体制 相談員2名(行政相談員1名・心配ごと相談員1名)

② 法律相談の開催(玉置・石倉法律事務所より弁護士を派遣対応)

開設:年12回 毎月第3水曜日午後から開催 13:00~15:30

場所:美浜町地域福祉センター3階研修室

要予約、相談は無料 1日5件まで、30分程度

③ボランティア相談(ボランティアに関する総合相談)月~金曜日 9:00~17:30

④福祉貸付相談(生活福祉資金·緊急小口資金) 月~金曜日 9:00~17:30

⑤福祉サービス利用援助事業・成年後見に関する相談 月~金曜日 9:00~17:30

⑥介護サービスの悩み事相談窓口(介護に関する相談)月~金曜日 9:00~17:30

電話 23-5393